

広域合併団体の実態に応じた普通交付税措置を求める意見書

国策として進められた「平成の大合併」により、新潟県内の市町村数は、合併前の 112 市町村から 30 市町村に再編され、市町村数の減少率 73.2%は、長崎県、広島県に次ぐ全国 3 位の合併先進県であり、本市においても平成 20 年 4 月 1 日に 1 市 2 町 2 村の合計 5 市町村により、人口 7 万人・市域約 1,174 km²の広域合併団体となったところである。

本市では、合併から約 6 年が経過し、将来的な財源不足を見据え、「行政改革大綱実施計画」を始め、「職員定員適正化計画」による退職者の 3 割補充に努め、「組織再編計画」や「施設見直し計画」により、行政事務の効率化を図りながらも住民サービスの維持・向上に向けて、独自の行財政改革に努めている。

また、議会においては、合併前の議員定数 70 人を、特例を用いずに 30 人に、さらに平成 24 年の改選時には 26 人とするなど、歳出の削減に努めてきたところである。その一方で、広大な新市の一体感の醸成に資するための道路等のインフラ整備、協働のまちづくりによる地域振興策、市民の窓口となる支所の再構築、過疎化の進行が激しい中山間地対策などの合併市特有の行政需要が生じている。

そのような中、平成 28 年度からは、普通交付税算定の特例措置である合併算定替が段階的に縮小され、平成 33 年度には、普通交付税が平成 25 年度と比較して約 28 億円減少することが見込まれている。

普通交付税は地方固有の財源であり、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するものである。現行の普通交付税の算定方法では、支所に係る経費や地域まちづくり組織の設置などをはじめとした合併に伴う独自施策の行政需要が的確に反映されておらず、普通交付税算入額と決算額に大きな乖離が生じているのが現状である。

よって、国におかれては、合併により広域化した市町村特有の財政需要の実態を的確に把握した上で、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 合併市が今後も一体となって市民サービスを維持し、将来のまちづくりが力強く推進できるよう、合併算定替の終了によって捻出される財源の相当額を還元すること。
- 2 還元に当たっては、合併市であるがゆえに削減できない財政需要や新たな財政需要を普通交付税の算定に適切に反映すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 18 日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
総務大臣 新藤 義孝 殿
衆議院議長 伊吹 文明 殿
参議院議長 山崎 正昭 殿